

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付1(c)1b』を適用する。 (ゴルフ規則 175 ページ参照)

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付1(c)1a』を適用する。 (ゴルフ規則 174 ページ参照)

5. 競技終了時点

本競技は、競技委員会の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (c)5b』を適用(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

7. プレーの中断と再開

(1)プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2)陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3)プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断: マイクでの放送及び競技委員が巡回して知らせる。

陰悪な気象状況による即時中断: マイクでの放送及び競技委員が巡回して知らせる。

プレーの再開: マイクでの放送及び競技委員が巡回して知らせる。

8. キャディ

正規のラウンド中、競技者のキャディ使用を禁止する。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地は青杭または白線をもってその限界を標示する。

3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

4. 排水溝は動かさない障害物とする。

5. 樹木保護のための巻物施設はコースと不可分の部分とする。

6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

7. クローズド(closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地とし、プレーヤーの球がその区域内にある場合や、その区域がプレーヤーのスタンスや意図するスイングの区域の妨げとなる場合には、プレーヤーは規則 25-1 による救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打(付属規則 I、(B)2a 参照)。

8. 防球ネットからの救済を受ける場合は、その障害物の上を越えたり、中や下を通すことなく、ニアレスポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打。